

令和4年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

令和4年6月7日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（23名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
地域福祉部長	吉沢寿子君	健康いきいき部	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
企画政策課長	荒井亮二君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
財政課長	鈴木俊也君	福祉推進課長	山田茂人君
生活福祉課長	青木一麻君	地域包括ケア推進課長	石嶋洋平君
健康推進課長	志村明子君	都市づくり課長	稲毛秀憲君
まちづくり推進担当課長	梅山直人君	土木公園課長	寺島由紀夫君

道路交通課長 一ツ木 正美 君  
青少年課長 石川 博隆 君

建築課長 中橋 健 君

#### 議事日程

第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 尾崎利一君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。昨日に引き続き、よろしく申し上げます。

今日は、学校施設の更新にお金がかかるのは、国にその財政責任を果たさせるべきであって、市民サービスの廃止・縮小や負担増の検討の理由にするのはおかしいじゃないかというところです。

私、宮本徹衆議院議員室を通じて文科省のレクチャーを受けてきました。事前に東大和市学校施設長寿命化計画を届けておいて、この計画を進める場合にどのような負担金や補助金が見込めるのかを聞いてきたものです。文科省の大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課です。

まず、統合による学校建て替えの場合、事業費の2分の1を国が負担し、残額の9割を地方債で賄える。元利償還の6割が交付税措置されるので、頭金も含めた自治体の実質負担は20%になるということです。また、この場合は負担金ですから、地方財政法に基づいてこの20%についても交付税措置されることになると思います。この仕組みの中では、統合による建て替えの場合の市の実質的な負担はないということになります。

長寿命化改修に当たって周辺の公共施設を統合した場合は、統合する公共施設の床面積を10%以上削減するという条件の下、2分の1補助、起債と交付税措置については学校統合の建て替えと同じです。こちらは負担金ではなく補助金ですから、この仕組みの中では実質的な東大和市の負担は20%ということになります。

また、建て替えないし改修に当たって、太陽光発電設置はマストだと思いますので、これも聞いてきました。これも補助率2分の1で、補助後の残額の9割を起債でき、元利償還の30%が交付税措置されるということです。確認を求めます。

それで、統合による学校建て替えの場合については昨日も答弁ありましたので結構ですけど、もし付け加えることがあれば、それも含めてお願いします。

○建築課長（中橋 健君） まず学校の統合における改築でございますが、この中で今、議員のほうからおっしゃった中で、一つに統合の場合ですけども、元利償還、ここの部分に関しては50%ということで交付税措置されるということでこちらとしては認識してるところでございます。

また、そのほか全体含めまして、こちらの国費の負担金及び補助金が入ればというところでの枠組みということで認識しておりますので、実際補助金、また交付金が入るかどうかにつきましては再度精査して確認をしてまいりたいというところでございます。

また、そのほか、実質の国のほうでは補助単価というのが定められておりますけども、実質単価とやはりかなり実際的には、実質的には差が開いておりますので、そういったところも市の負担として検討していかなければいけないと認識してるところでございます。

また、長寿命化につきましてですけども、要件の中に一つ、今後30年以上使用する予定のものということでございます。そういったところでもなかなか要件に満たさないところがありますので、そのあたりも含めて今

後より精査していかなきゃいけないと考えております。

また、太陽光につきましては、今後本市においての学校の長寿命化、また改築等における事業計画に基づいて、財源について精査してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は事前にこの東大和市学校施設長寿命化計画を届けて、この計画を進める場合にどのような負担金や補助金が見込めるのかということを知りたいと聞いて先ほどの回答を得たということを知っています。いずれにしても、このようなメニューがあるということです。

昨日の答弁でも、統合による建て替えの場合でも、統合校の必要面積から保有面積を引いた分しか補助対象にならないから、ほとんど補助は見込めないという答弁でした。しかし、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目では、保有面積について、小・中学校を統合する場合には、ただし書で、統合後の学校の校舎又は屋内運動場となる予定のものの面積を保有面積とすると書かれています。これでいけば、全部壊して建て替える場合は保有面積はゼロになる。一部壊さずに残して統合校で使う場合は、それは保有面積として補助対象から除外されるということになると思います。

この場合、この残す部分も改修が必要になると思いますが、学校統廃合に伴う既存施設の改修は2分の1補助があります。ぜひ御研究いただきたいと思います。

それから、文科省では、長寿命化改修でなくても3分の1補助のメニューがあると、改修補助のメニューがあるということも確認してきました。

いずれにしても、義務教育ですから、国にきちんと責任を果たさせるという視点で取り組むことが重要だと思います。

この点で、地方財政法では、地方の事務については地方負担が原則で、国の負担は例外的に限定列挙されているという答弁がありましたが、限定列挙であろうが、何であろうが、地方財政法で国の責任が明記されているものについては国に求めることだと思います。

例えば限定列挙の中には、感染症の予防に関する経費が含まれています。コロナについて国は財政責任を果たしています。生活保護に要する経費も含まれています。生活保護についても地方財政法に基づいて財政措置されていると思いますが、どうなっているか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 地方財政措置、交付税措置等につきましては、今議員がおっしゃっていただいた内容、そのとおりかというふうに考えているところでございます。

ただ、地方財政法におきましては、繰り返しとなりますけれども、国庫負担金がまず該当するかしないかというところも含めまして、まず市にとって影響が大きいのかなというふうに考えているところでございます。

その中で、国庫負担金、これが該当しない場合、原則どおりといいますか、地方財政法の第9条に基づきまして、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担するということとなっておりますので、市の負担、こちらについては国庫負担金が該当しない場合には多額に及ぶものというふうに学校施設の関係については考えているところでございます。その備えとしまして、現在基金のほう、積立てを進めているところございまして、その中でも引き続き何らかの特定財源が得られないか、何かないかということで、市の負担が何とか少なくなるように研究しているところでございます。

今後もそれらの事務処理等、確認作業に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

それで、今いろいろ言われましたけども、生活保護についても市の負担は25%で、その分については地方財政法第11条の2によって基準財政需要額に算入されているということになります。

この地方財政法の第10条の3号には何と書かれているのか伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 地方財政法の第10条の3でよろしいですか。

「地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によってはその財政需要に適合した財源を得ることが」……（尾崎利一議員「3項じゃない、3号」と呼ぶ）10条の3ですか。

○議長（関田正民君） 答弁。

○企画財政部長（神山 尚君） 「財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。」となっております。

○6番（尾崎利一君） 私、それ3項なんじゃないのかな。3号を聞いたんだけど、地方財政法の第10条の第1項第3号というのかな、義務教育諸学校の建物の建築に要する経費と書かれているわけですけども、この国が財政責任を負う限定列挙の中に小・中学校を含めた義務教育諸学校の建築費用が明記されているのですから、この責任は国にあると。市民サービスの廃止・縮小や値上げなどで市民に負担を求めるときではないと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 地方財政法に議員のおっしゃるようなことが一応書いてはございます。地方財政法の第11条、国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定というのがございまして、経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律または政令で定めなければならないというような規定がございまして。

法律なんですけど、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律というのがございまして、その3条に国の負担ということで何点か書いております。

第3条の1項4号ですかね、適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築云々という経費、これは2分の1の国費というふうになってございます。

同法の第5条第2項でございまして、今申し上げました第3条第1項4号に規定する工事費というのが、学級数に応ずる必要面積から保有する校舎等の面積を控除した面積を1平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するというような規定がございまして、私どもが今確認できてるのはここまでということでございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほどそれについて私、発言しましたよね。保有面積についてどう見るのかというあたりね、これは研究必要だと思います。だから、いろいろやり取りしてて、いろいろ複雑だっているのは私も理解したんです。ただ、基本的に国がこの地方財政法で義務教育諸学校の建築については責任を負っているという観点でやっぱり取り組む必要があるんじゃないかっていうことを基本的に言ってるわけです。

学校へのエアコン設置の取組がありました。普通教室へのエアコン設置、私、この議場で求めたときに、初めは当時の教育長は、扇風機をかき集めて何とかしたいというようなお話でしたけれども、小・中学校の教室の温度を測って回り、教職員組合から保健室に担ぎ込まれる子供たちの様子なども聞き取って、必要ではないかということで求めたら、市長も教育長もいち早く必要性を認めるということで、私も全都の議員団や都議団とも協力して交渉もして、東京都が補助制度を創設し、国も学校改善交付金を優先的にエアコン設置に振り向

ける方向に動いた。国の補助単価が低いという話も先ほどありましたけれども、エアコンについては東京都が国の補助単価がカバーしない部分にも補助をするということもできたわけです。市民負担ではなくて、地方財政法に基づいて、国に、そして東京都にも財政責任をきちんと果たしてもらおうという立場で取り組むよう求めて、この項を終わります。

終わるんですけども、今回は市の学校施設長寿命化計画に基づいてどうなるのかということで論を進めましたけれども、私たちは学校統廃合そのものには反対をしています。アメリカと日本を除いて、先進諸国では小規模校がメインになってる、主流になってるっていう状況の中で統廃合をどんどん進めるということには反対をしています。

それから、この計画そのものに厳しさがあるんじゃないかということもちょっと感じました。先ほど答弁がありましたけれども、長寿命化やってもあと30年使えないので補助が取れないという、しかも80年使えるっていうことになってるけども、現状で屋上の防水などが遅れ遅れになってると。丁寧に使ったら80年ということですけども、本当にこれ、成り立つのかどうかという点でも計画そのものにもいろいろ問題があるんじゃないのかということをおこの質問へ取り組んでみて思いました。

次に移ります。

ひきこもり対策について伺います。

ひきこもりの問題については、20年第3回定例会と第4回定例会で取り上げました。

第4回定例会では、コロナ危機がひきこもりの新たな契機となっているという指摘を紹介し、対応の強化を求めたところです。御答弁で、所管部署を一本化して窓口を分かりやすくしたとのことですが、具体的に教えてください。

ひきこもりについての相談はここですよというお知らせは、いつどのように行われたのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 令和4年4月1日付の組織改正に伴いまして、福祉推進課の業務としてひきこもり対策に関することが加わりましたため、当市の公式ホームページの組織・業務案内に掲載をしているところであります。

ひきこもりに関する相談に関しましては、現時点では、福祉推進課に相談があった場合に庁内の関係部署で対応すべき案件に関しましては関係部署に紹介いたしますが、専門的な相談対応が必要な場合は、ひきこもり支援に関する専門的な相談対応が可能となる職員の配置をしておりませんことから、東京都のひきこもりサポートネットや東京都若者総合相談センター「若ナビα」の御紹介をしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市民のひきこもりへの理解が進むような啓発ということで御答弁ありましたけれども、ひきこもりについてどのような理解が求められていると考えているのか伺います。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） ひきこもりにつきましては、従前は当事者御本人のメンタルヘルスや家族関係を起因とする問題であり、自立に向けた就学や就労がゴールであると考えておりました。

現在では、社会生活を送る中で生きづらさを感じ、挫折の体験を重ねてきた環境に置かれている状態がひきこもりであり、誰にでも起こり得る自分自身を守るための反応の一つであるという考え方が示されております。

市としましては、ひきこもりへの偏見や誤解、差別的な対応をなくし、ひきこもり当事者の生き方の多様性が認められ、特別な人に起こることではなく、誰にでも起こり得ること、当事者一人一人の心情や特性に寄り添い、その人のペースに応じた対応が必要であるという地域社会の意識の醸成と正しい理解を広めていくこと

が必要であると認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） おっしゃるとおりだと思いますけども、ひきこもりは、甘えているとか楽しんでいるなどという誤った理解があるけれども、実際は違うんだということを当事者団体の方々が調査に基づいて主張されています。

8050と言われる年代がまさに就職氷河期と深く関わっていることから、単なる自己責任にしない、社会の問題として取り組むという理解が必要だと思います。いかがでしょうか。

また、啓発や情報発信はどのような形で進めるのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 社会の問題として取り組むという理解につきましては、先ほど地域福祉部長が申し上げたとおりで、そのように認識してございます。

また、啓発につきましては、今後講演会等の啓発事業を開催するための情報収集に努めているところであり、ひきこもり家族会を支援しております社会福祉協議会とも調整を図ってまいりたい、このように考えております。

また、情報発信につきましても、市報や市の公式ホームページ、SNS等を活用いたしまして、様々な機会を捉えて情報発信に努めるとともに、社会福祉協議会とも調整を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 2020年9月議会の答弁で、生活困窮者自立支援調整会議の中で共有された事例として、そえるが対応して就労につながった事例が紹介されました。この方はその後、順調にいつているのか、またこの事例以降に同様な事例があればお聞かせください。

○生活福祉課長（青木一麻君） 令和2年の9月議会でお答えしました長期的なひきこもり状態から、そえるの実施する農業体験などを経て一般就労に至った事例の方につきましては、そえるによる寄り添う支援の下で現在も就労を継続されて生活されております。

次に、同様の事例についてであります。30年間以上にわたりひきこもり状態であった方が御家族からの相談を受け、そえるでの相談支援及び就労支援により一般就労を開始されて、現在も継続されている事例がございます。

しかしながら、通常は御家族の方から御相談をお受けいたしましても、御本人にお会いすることも難しく、御本人にお会いできるまで多くの時間を必要とするということが現状でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大変な御努力だと思います。

支援の内容として、当事者の希望に沿った支援をするということや、就労をゴールとしないということが言われています。

50代後半の方の生活保護の相談に乗ったことがありますけれども、申請に当たって、年齢からいっても市からは就労に向けた努力をするよう求められましたが、私の目から見て明確に躁鬱状態という状況でしたから、治療を最優先してほしいというふうに私は要望しました。しかし、本人は精神科の受診は先送りして就職活動に突っ込んでいく。結局、就職活動でつまづいて一気に鬱状態に陥って大変なことになってしまったということがありました。

生活困窮者にしても、いわゆるひきこもりと呼ばれる方々への支援についても、まず第一に就労を評価の基準にするということではうまくいかない、実態に見合った専門的な支援が必要になると考えますが、いかがでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 子供から中高年層までの多様な年齢層におけますひきこもりにつきましては、当事者一人一人の心情や特性に寄り添い、その人のペースに応じた対応が必要でありますことから、それぞれの当事者の状態に寄り添った支援が必要であると認識しております。

現在、国からは、市区町村におけますひきこもり支援体制の構築が求められておりますことから、今後ひきこもりに関する専門的支援が可能となります職員の配置や窓口の整備、各制度の相談支援窓口・機関の職員のひきこもりへの理解促進、各窓口・機関の連携ネットワークの構築などが必要であると考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 2020年の2回の質問でも取り上げました家族会が社会福祉協議会の支援を受けて発足にこぎ着け、活動を始めていると伺っています。大変喜ばしいことです。新しく会員になった方が堰を切ったように苦労や悩みを話されるということで、家族会をつくってお互いに話ができる、聞いてもらえる場ができたことそのことがとても意義深いことだと感じたと家族会立上げメンバーのお一人が言っておられました。

そして、要求は切羽詰まったものでもあります。3月に行った学習会のテーマは、親なき子供の生活というものです。親が亡くなったときに子供はどうなるのか、行政書士を講師に学習したというものです。長期にわたって引き籠もっているため、普通の人の方が当たり前市役所に来てやる手続一つできないのではないかと不安に思っているのです。市としてどのような支援ができるのか、考えているのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） ひきこもりの方の市役所における手続の案内につきましては、それぞれの当事者の状態に寄り添った支援が必要となりますことから、現状では社会福祉協議会や、そえるとの連携協力を図りながら支援をしていくものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 家族会の次回の学習会は、生活保護についてだそうです。生活保護のハードルが高いのではという不安がある、親亡き後、ひきこもりになっているお子さんが市に相談に行き、たらい回しにされてしまうのではないかと不安でいっぱいだそうです。

改めて、ワンストップで親身な相談に乗ってくれる相談窓口が何としても必要だということだと思います。いかがでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 先ほども御答弁させていただいておりますけれども、やはり正しく窓口の職員なども理解をすることと、専門的な相談対応が可能となる職員の配置、窓口の整備などが必要であると考えております。

今後ほかの区や市の先駆的な事例を参考にしながら、市の実情に沿った取組について調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしく願います。

私がお話伺った家族会の方も、行政の目が届いていると実感できると少し安心すると言っておられます。引き続き御支援をお願いしたいと思います。

もう一つ、当事者支援の問題です。



多摩・島しょ広域連携事業で市長会の補助金を活用して、令和2年度から、ひきこもりUX女子会&ママ会in清瀬・国立が始まり、3年度はこれに調布市が加わり、4年度は文京区も加わってやっているということです。その取組について教えてください。また、こうした取組に学んで、東大和市でも当事者支援を進められないのか伺います。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 清瀬市、国立市、調布市が行っておりますこの事業は、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用した生きづらさを抱える女性の当事者会とのことであります。運営は、一般社団法人ひきこもりUX会議という団体が担い、3市の公共施設にて、ひきこもり経験者や当事者が集まる会を実施したということでございます。

地域の人に知られたくない、知り合いに会うかもしれないという当事者の思いや考えなどを踏まえて、地域を限定せず広域的に取り組むことは、当事者が安心して参加できる場の設定が広がるものであり、ひきこもり支援策の有効な方法の一つであると考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） もちろん、当事者支援という点では、女性だけでなく、LGBTQの方々、男性も必要です。ぜひこうした取組に学んで御検討いただきたいと思います。

今御答弁でありましたけれども、当事者が会場に足を運ぶということ自体が大変ハードルが高いことなので、やはり広域で取り組むということがメリットになるようです。よろしくをお願いします。

また、相談窓口の充実や対策の前提としての実態把握はとても大切だと思います。ひきこもり対策に活用できる補助金としては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金や、地域就職氷河期世代支援加速化交付金などがあるようですけれども、こうした補助金も活用してぜひ支援を強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） ひきこもり支援に係る国や東京都の補助金などの活用につきましては、情報収集に努め、活用可能なものがございましたら、機会を捉えて活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ひきこもりの対策についてということではいろいろ取り上げてきましたけれども、やはり家族会の方々が御心配されてるのは、当事者が一人になってしまったときにどうなってしまうんだろうかということで、今御答弁であったように、やはり専門的な窓口があって、そこでもう総合的にいろいろ相談に乗ってもらえる、寄り添ってもらえるという状況をつくってもらおうというのが一番今求めていることだというお話も伺っています。

今るそういう点についても検討していきたいという御答弁いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、4番目の国・都・市有地のところですが、桜が丘3丁目の国有地、参議院宿舎跡地について伺ひます。

2015年に国は売却手続に入り、11月末までに地元自治体に取得意向がない場合、一般競争入札に移行することになりました。11月30日に、市は取得要望はないと回答し、一旦は一般競争入札の対象として財務省のホームページに掲載されました。

ところが、翌2016年2月18日には、関東財務局立川出張所より、参議院宿舎跡地を介護施設整備優遇措置の対象とする旨が市に通知され、これを受けて、市はこの土地での介護施設整備について検討に入りました。

売却手続に入っていた土地が一転して介護施設整備の対象となった経過について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 当該国有地につきまして、市においては取得要望はないと回答した後の経過でございますが、平成28年1月19日に国から介護施設整備に係る国有地活用について説明を受けております。

その後、平成28年2月18日には介護施設整備に係る国有地活用の制度に活用できる市内の国有地の情報について説明を受けております。国が当該国有地について介護施設整備を行う際に、定期借地権による貸付料を減額する制度を整えました背景といたしましては、平成27年10月29日付、第1回一億総活躍国民会議資料の中で、一億総活躍社会の実現に向けた新・三本の矢の関係が示されております。

その中の第三の矢といたしまして、安心につながる社会保障として、介護離職ゼロに寄与する制度といたしまして、都市部での介護施設整備促進の観点から、さらなる負担軽減を図るための方策として考慮されたのではないかと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） それから6年以上が経過をしています。早期の具体化が求められるのではないかと思います。

なぜ6年以上経過しても特養ホーム等の整備が決まらないのか、あまりに時間がかかっているのではありませんか。伺います。

民間の高齢者住宅と特別養護老人ホームでは、その性格も入所にかかる費用等も違う別物の施設です。不足している現状については認めているわけですから、速やかに決断すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 特別養護老人ホームにつきましては、その整備に関し、例えば他の高齢者の住まいの整備状況など様々な影響を考慮する必要がありますことから、引き続き慎重に検討してまいります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これ、一連の経過の中で、2015年11月30日、国へ市が取得要望はないと回答したわけですが、この回答の中で、新・三本の矢に基づく利用希望が寄せられたときには、定期借地の対応等も含めた特段の配慮を市の側から国に求めているという経緯があるんですよね。

こうした市側の対応から見ても、早期に活用を具体化すべきだというふうに思いますが、改めて伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 参議院宿舎跡地の所在地であります桜が丘は交通利便性が高く、複合市街地を形成しているエリアであると認識をしております。現在は介護施設を整備をする候補地の一つであり、整備時期及び整備地域を含め、所管部署において検討を行っているところであると認識をいたしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市の取得意向を確認する2015年の国の文書、これは9月1日付なんですかね、の中では、この土地、参議院宿舎跡地について、保育所を整備する場合の優先的売却や定期借地制度を利用した貸付、防災に関する諸活動の推進に当たっての国有財産の有効活用を図ることなども記載されています。

こうしたことも踏まえて、特養ホームと介護施設の整備と併せてフル活用を図るよう求めますが、いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 特別養護老人ホームの整備につきまして、整備時期及び整備地域を含

めて現在検討中となっておりますことから、その他の活用につきましては現在未定となっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 日本共産党として、国有地、都有地、市有地の活用の問題、一貫して取り上げてきました。それで、大きく動き始めているっていうのは喜ばしいことだと思います。ぜひ市民のための活用ということを推進していただく、早期に決められるものは早期に決めていただくということを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、公園についてお尋ねします。

水と緑と笑顔が輝くまちの身近な憩いの場として、市内の公園は子供から大人まで親しみのある場所です。人それぞれお気に入りのスポットや思い出の遊具などがあり、ここ数年はコロナ禍で外出がままならない中においては、緊張をほぐし、体をリラックスさせてほっとできる空間になっているのではないのでしょうか。

一方、公園を管理する立場に立てば、樹木や遊具やベンチなどの管理や、雑草、ごみ、トイレ、雨の後の水はけなど日常的な管理があり、そのための予算も必要になります。

公園については、先日、私は府中の森公園内にある「もり公園にじいろ広場」という誰でもみんなで遊べる遊具を設置している、いわゆるインクルーシブな公園を見てきました。管理者の方のお話では、公園は遊具を設置して終わりではなく、どのように使われるのか、どうしたら気持ちよく安全に利用できるかが大切で、利用者の声を聞いていきたいとのことでした。

公園を利用する市民からは、遊具の設置やボール遊びができる公園、砂場の管理などの要望に加え、特にここ2年ほどで樹木の伐採に関する問合せが多く寄せられています。

今年初めの代表質問で樹木伐採の基準を尋ねたところ、ナラ枯れについては東大和市樹林地・用水保全計画によるが、老木化については計画がないとの答弁でした。

公園は適正な管理が必要ですが、市民を置き去りにした進め方とにならないようにしていかなければなりません。

市は、平成28年3月に東大和市特色ある公園整備基本方針をまとめて公表しています。市民の声も取り入れ、花づくりの楽しめる公園の整備や、親しまれる愛称をつけて名板に併記するなど、少しずつ進めている点を評価します。

今回は、今後の公園の整備をどのように進めていくのか、樹木についてはどのように管理をしていくのか明らかにしていきたいと考え、質問いたします。

①樹木、遊具、ベンチ等設備の整備状況と今後の進め方について。

ア、地域環境力活性化事業補助金を活用した事業について。

イ、遊具の更新について。

ウ、ベンチ、パーゴラ等設備について。

②子供の遊びの充実の観点から見た、公園の在り方について考えをお伺いします。

次に、地域で自立した生活を送るための支援について伺います。

先日、2つの研修に参加しました。一つは、障害者が施設から地域のグループホームやアパートなどで自立した生活を送る地域移行を国が進めていく中で必要な伴走型支援についてです。もう一つは、若者の自立支援を実施している方の、やはり伴走支援の取組についてでした。

市は、課題解決のための支援を様々行っています。例えば就労支援、相談支援、ヘルパー派遣、給付金支給などがありますが、それらをうまく利用したり、利用する方が不利益が生じないようにするための金銭管理など、自立するための利用者に寄り添って支えるケースワーカーや生活支援員のような伴走型の支援者が必要です。

そんな中、東大和市社会福祉協議会が4月に発行した社協だよりに、地域福祉権利擁護事業、生活支援員募集の記事がありました。

生活支援員は、伴走型支援の大切な役割を担っていると考えますが、その活動の場を広げることができないか、また若者の自立に寄り添う生活支援員のような伴走型支援について伺いたく、以下の2点について質問します。

①地域福祉権利擁護事業について。

②若者の自立に関する支援について。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、公園における地域環境力活性化事業補助金を活用した事業についてであります。令和2年度及び令和3年度におきましては、ナラ菌を原因とするナラ枯れ被害の拡大防止を図るため、地域環境力活性化事業補助金を活用し、老木化した樹木を含めて伐採を行うとともに、樹木の萌芽更新及び未被害樹木への薬剤注入を実施しております。

次に、遊具の更新についてであります。令和3年3月に策定しました東大和市公園施設長寿命化計画等に基づき、順次、遊具等の更新を含めた公園の再整備を進めているところであります。

次に、ベンチ、パーゴラ等の公園設備についてであります。遊具等の更新に併せ、必要に応じてベンチやパーゴラ等の整備を進めていく考えであります。

なお、令和3年度につきましては、高木公園の再整備に伴い、ベンチとパーゴラを設置しております。

次に、子供の遊び場としての公園の在り方についてであります。東大和市特色ある公園整備基本方針等を踏まえ、公園の整備を検討していくことを通じて、子供の遊び場としての利用を含め、市民等による公園の活用促進や、地域の活性化を図っていくことが重要であると認識しております。

次に、地域福祉権利擁護事業についてであります。東大和市社会福祉協議会におきましては、東京都社会福祉協議会から地域福祉権利擁護事業の委託を受け、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類預かりサービス等の支援を実施しております。

利用者への支援につきましては、東大和市社会福祉協議会の専門員と生活支援員が行っております。

この支援につきましては、認知症の症状や知的障害、精神障害などにより必要な福祉サービスを御自身の判断で選択し利用することが難しい方を対象としております。

次に、若者の自立に関する支援についてであります。近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等に伴い、若者の孤独や孤立の問題が顕在化していると言われております。

さらに、コロナ禍による閉塞感や不安感の高まりは、若者だけでなく、貧困等の問題を抱える家族にも深刻な影響を及ぼしております。

このような状況の中、生きづらさを抱える若者に対する重層的・包括的な相談支援体制の構築、多様な関係機関の連携支援体制による寄り添い型の支援や居場所づくりについて調査、研究していくことが必要であると認識をしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず公園についてです。

今回の質問に当たりまして、幾つか市内の公園見てきました。児童公園では、花壇の手入れがよくされていたり、自治会の防災倉庫が設置されているところなどは全体的にきれいに保たれていました。緑のボランティアさんをはじめ地域の方の日頃からの手入れのおかげだと思ひ、感謝しております。

一方で、樹木の伐採については特に大きな木が根本から切られて日陰がなくなり、公園の様子が全く変わってしまったことに対して市民から戸惑いの声が私のところにもたくさん届いています。明るくなってよかったとおっしゃる方もいます。しかし、長い間かかって育った木をどうして何のために切ったのかと説明を求められることが多くありました。

ナラ枯れの対策という話も聞いていましたので、令和2年度から増額されている公園の整備に関する地域環境力活性化事業補助金について資料も要求させていただきました。細かい数字については、先日、東口議員の質問でも説明がありましたので、ここではちょっと省かせていただきます。

特に野火止用水と上仲原公園の南側と西側についてはほとんど木を残さずに伐採しました。今回、公園の質問ということですので、上仲原公園について伺います。

この資料によりますと、令和3年度、ナラ枯れによるものとして伐採したのは27本、老木・大木によるものというのが63本伐採されたとあります。地域環境力活性化事業補助金はナラ枯れの対策と私はちょっと考えていたので、あそこまで切る必要があったのかなと本当に正直疑問です。伐採本数では、萌芽更新及び老木・大木によるほうが2倍以上多くなっています。

今年の代表質問の答弁でも、老木化に関わる計画は持ち合わせていないということでしたけれども、なぜあそこまで切ったのか、どういう判断で伐採に至ったのかお伺いします。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 上仲原公園につきましては、令和3年度に多くの木を伐採いたしました。合計で90本ということで令和3年度、伐採しました。ナラ枯れ対策としまして、ナラ枯れによります樹木、またナラ枯れの影響がある樹木を伐採し、同時に老木化した樹木等、安全上課題となっていた樹木を伐採しました。

上仲原公園に限らず、その他公園も同様でございますが、これまで剪定等の維持管理は行ってまいりましたが、樹木の整備または更新として伐採等を行ってこなかった経過がございます。

その結果としまして、大木化もしくは老木化し、安全上課題となっておりましたことから、伐採が必要な樹木として、また補助金の活用が見込めることも含めまして緊急的に対応したものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 伐採に当たり、地域住民や市民の方へ事前にどのような周知を行ったのか伺います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） どのように周知したかということでございますが、市民の方または公園利用者の方に対しまして、ナラ枯れ等に対する対応としまして、現地におけます掲示や市報、市の公式ホームページでお知らせをしております。

今後も市民の方に対しまして必要な周知を図ってまいります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それでは、上仲原公園の今後目指す姿はどのようなものでしょうか。予算特別委員会の中でもこの質疑をされた方がいて、新たに植樹するというのは様子を見るというような話もあったと思いますけれども、先ほどの市長答弁では萌芽更新という言葉も出てきました。今後伐採された後はどのようにしていくのか、目指す姿なども教えていただきたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 伐採につきましては、ナラ枯れ対策ということで急遽実施しましたが、今後公園全体の検討を行う中で植樹については考えていきたいと思っております。

また、令和4年度で公園施設長寿命化計画に基づきまして上仲原公園の遊具等の再整備を実施することになってございますが、そちらも含めまして、今後樹木の更新と併せまして今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今回はナラ枯れの件もあり、緊急的な対応だったということは理解しております。また、今後については長寿命化計画と併せて検討していくということだと思いますけれども、やはり市民からしたらどうしたいのかというのが全く分からない中で、非常にどうなってしまうんだろうという不安もあります。

例えば都立東大和南公園でもナラ枯れの被害の樹木がありましたけれども、そこでは被害の原因であるカシノナガキクイムシですか、の説明が書いてあったり、いつ頃伐採の予定だとか、その理由なども書かれたものが木に貼り付けてあったんですね。一目で市民に分かるようになってました。また、市立狭山緑地でも、木を切ってあるところは、萌芽更新っていうのはこういうふうに進めていきますよっていうような掲示板が立ててあるところがあります。

あとは、例えば河川工事をしたり、ビルを工事するときも工事の計画とか、今丁寧にその場に大きく掲示がされていて、ああこういうふうに工事の過程はこうなって、それを将来的にこういうふうにしていくんだ、こういうものが建つんだとか、そういうことが分かるように掲示をしていく、そういう説明がされているというのが今はスタンダードといたしますか、そうなると思います。

上仲原公園、あれだけの本数の木を切った経緯や、今後どうしていくのかとか、事業の計画、目指す姿などを、私はもう本当に市民にきちんと説明をする必要があると思います。

検討はこれからですっていう中で、切ってしまったっていうのが本当に、そういう行政の仕事の仕方でのかなというのが非常に疑問に思うところですので、ぜひ早急にそういったことを、ホームページや市報でお知らせするのも大事ですけれども、その場で本当に分かるように掲示していく必要があると思います。

現地の掲示についてのお考えをお伺いします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げましたが、市民の方等には現地における掲示や市報、市の公式ホームページでお知らせしてございます。

今後の対応につきましても、現地における掲示を、現地の利用者の方がよく見えるような場所等を考えながら今後検討してまいりたいということで考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） やりましたっていうことではなくて、分かるように、ちゃんと伝わるようにぜひ掲示をしていただきたいと思います。

それから、この上仲原公園だけではなくて、市内のほかの公園でも多くの木が切られています。例えば中北台公園、通称ふた公園と呼ばれてるところですけども、や、立野西公園、緑野公園、第一光が丘公園など、大きな木が伐採されているのが目立っています。

令和2年度、3年度でどの程度伐採したのか、本数など実績が分かれば教えてください。これらは、地域環境力活性化事業補助金を活用しての伐採ではないと思われまじけれども、そのあたりの財源についても伺います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 令和2年度、3年度におきまして、地域環境力活性化事業補助金のほかに、単独で植生維持管理委託というような委託の中で伐採してございます。こちらにつきましては、地域環境力活性化事業の補助金は活用してございません。こちらにつきましては、長年老木化等の安全上の課題があった樹木につきまして補助金が活用できないものについて、通常の維持管理費の予算の中で伐採したものでございます。

地域環境力活性化事業補助金の活用外における公園の伐採数でございますが、令和2年度は合計で171本となっております。令和3年度につきましては131本となっております。

先ほど議員のほうからお話のありました中北台公園、第一光が丘公園は、この予算の中で令和2年度に実施したものでございます。立野西公園、緑野公園は、同様に令和3年度に実施したものでございます。

先ほど申し上げましたが、これらは全てナラ枯れ以外の、長年老木化等の安全上の課題があった樹木について伐採したものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） これらに関しては、その場で、その場でというか、安全上に課題があって、今まで伸びっ放しにしたというか、そういった放置されていた木を整理していったというようなことだと思いますけれども、そういったことが市民には全く分かっていない、分からないというか、何で突然切っちゃったんだろうというのが非常に多く感想として寄せられております。安全管理上というのは分かるのですが、これだけの本数を整理していくということは、やはり市のほうで考えがあって進めていることでありますし、そういったことを進めるなら、せめて木を切るときは周知期間をある程度確保して、地域住民や公園の利用者に分かるように示して、どのような理由で、いつ頃伐採するのかということを市民と共有して進めていってほしいと思います。

では、次の遊具の更新について伺います。

特色ある公園整備基本方針にも、魅力的な遊具のある公園と出ています。市内遊具の点検が進んで、遊具の更新が進んでいるのが見えてもよく分かります。手入れもきちんとされてるなという印象でした。一方で、魅力的な遊具の設置っていうのは、子供や保護者の希望の大きいところでもあります。

今年度の予算では、予算特別委員会の中でも、桜が丘中央公園に森林環境税を活用して木材遊具を設置するというような予定も聞いてるところですけども、ほかに予定されている遊具の更新などがありましたらお伺いします。先ほど、上仲原公園というのがちらっと出てきましたけど、今年度予定はどのようになっていますでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 今議員がおっしゃられましたように、桜が丘中央公園につきましては森林環境譲与税を活用し、国産材を使用した遊具の新設を今年度実施する予定でございます。

そのほかとしまして、上仲原公園と高木公園がございます。上仲原公園につきましては、遊具の更新としまして、滑り台、ブランコ、鉄棒等を更新する予定でございます。高木公園につきましては、令和3年度に引き続きまして、残りの部分の整備を予定しておりまして、複合遊具、鉄棒、ブランコなどを設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時37分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 遊具のことについてお尋ねしています。

遊具の今年度の予定はお伺いしましたけれども、この遊具の更新は、市長の御答弁では、公園施設長寿命化計画等に基づきというふうに進めているというふうなことでしたけれども、この計画が市民には公開されていません。公開されている特色ある公園整備基本方針も参考にしながら進めていくのだと思いますけれども、やはり個々の公園において計画を市民と共有して、意見があればできるだけ反映していくというような進め方をぜひしていただきたいと思います。

それから、壇上でも申し上げましたけれども、誰でもみんなで遊べる遊具のある府中の森公園にじいろ広場というところの視察をしてきました。遊具の設置に当たっては、近隣の保育園や放課後デイサービスの利用者などに意見を聞いたり、事前にワークショップを開催するなどして要望の多かったことを取り入れていってまいりました。遊具の更新については事前の情報共有をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

この誰でもみんなで遊べる遊具、いわゆるインクルーシブな遊具の設置というのは、自治体に広めるために都の補助金があるというふう聞いております。この補助金を活用して設置できないか、補助金の内容と市の活用の考えについてお伺いします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） この東京都の補助金でございますが、名称が区市町村、だれもが遊べる児童遊具広場事業の補助金でございます。補助期間が令和3年度から令和7年度の5年間となっております、対象事業費の2分の1の補助がございます。また、5か年の補助期間内に1回のみ、また1区市町村当たり1公園3,000万円を限度として補助というようなものでございます。

それから、地域との連携としまして、想定される公園利用者や周辺の住民の方々と意見交換やワークショップなどを開催する体制を構築することが求められてございます。多摩地区では、国立市、国分寺市が検討していると承知してございます。

市の考えでございますが、先ほど申し上げましたように、この東京都の補助金につきましては、令和3年度



から令和7年度の5か年で1回限りで1公園のみでございまして、上限3,000万円という制限がございまして、時期的なものも含めて活用には検討が必要であると考えてございます。

ユニバーサルデザインの視点からの遊具などの整備が主となる事業でございますが、一方で、遊具までのアクセス等としまして、駐車場の整備や公園入り口から遊具までのアクセスが問題となるケースもあると聞いてございます。例えば既にワークショップを実施してございます国立市の例でございまして、遊具の整備の内容に加えまして、遊具までのアクセス、駐車場であつたりとか園路の整備、傾斜、トイレの整備などが課題となっているという話も聞いてございます。様々な課題があるということで認識してございます。

当市としましては、現在他市の状況等の様子、進捗を見ながら実施について検討したいと考えてございます。以上でございます。

○4番(実川圭子君) 様々考えなければならぬことがあるということで、当市にそれを設置できるようところがまずあるのかというところから検討が必要なのかなというふうに思いますけれども、遊具の設置、非常に高額になりますので、ぜひこういうことも視野に入れていただきたいと思います。

これを使うか使わないかは別としても、意見交換やワークショップが必要だということだったんですが、本当に遊具を更新したり公園を整備していくというのはそういうことが必要なんだということが、私もそう思います。時間はかかりますけれども、市民参加でつくっていくことで設置後も親しまれて、また日常的な管理というか、きれいに使おうとか、そういったことにもなるのではないかなと思います。大切に使われていくことが期待されると思いますので、やはり今後遊具を更新するにしても、木を切るにしても、やはり住民とそういった情報を共有しながら進めていっていただきたいと思います。

では、次のベンチ、パーゴラ等の設置について伺います。

高木公園に昨年度ですか、ベンチと、それから暑さ対策のパーゴラが設置されました。砂場との配置もいい感じだなというふうに思いました。今後ほかの公園で進めていくのか、パーゴラについてですね、ほかの公園でも進めていくのかお伺いします。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) パーゴラですね、日本では藤棚が一般的でございまして、公園などに設ける日陰棚で、基本的に屋根がなく、完全に日陰になるのではなく、適度な日陰となるような、そういうものでございまして、令和2年度に立野公園に設置し、また令和3年度におきましては高木公園にパーゴラを設置したところでございます。

今後についてはまだ決まっておらずで、今後の検討になります。公園施設長寿命化計画に基づく整備を進めていく中で、設置することが望ましい公園について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 暑さ対策にもなるということですが、私としては、パーゴラよりも、木があつて、木陰があつたほうが良いかと、これは個人的にですけども、そのように思います。

個人的にそう思いますけれども、やはり昨今の地球温暖化によるヒートアイランド現象ですとか、そういったところを考えると木陰というのは非常に大切なもので、海外でもまちの中の樹木の役割が見直されてきているということも聞いております。生物の多様性や、また洪水ですとか気候変動に対応した都市づくりとして大きく役割を果たしている、木が役割を果たしているということで、アーバンフォレスト戦略というのを、これオーストラリアのほうなんですけれども、そういうふうな考えで進めてるのを見ました。それは、都市の中の緑ではなくて、森の中の都市を目指していくということで、木陰になる樹冠被覆率、木の葉っぱがど

れくらい木陰をつくってるかっていう、その割合を30%から40%ぐらいにしていこうという、データを活用して緑を増やしていく工夫というのをしているそうです。そういったところも私は東大和市でなら進められるかなというふうに思っております。

当市では、管理上、老木・大木を整備して萌芽更新を進めていく方向性で取り組んでいるということは私も理解しているところです。それをどのような範囲でどのような期間を視野に入れて行っていくのか、公園の長寿命化計画にそういったことが入っているのか、また別の樹木管理計画をするのか、いずれにしても市民に分かるような説明をして、共有して進めることを求めます。

それでは、次の2番の子供の遊びの充実の観点から見た公園の在り方について考えをお伺いします。

子供の遊びの重要性というのは昨今でもよく言われていますけれども、集中力を高めたり、達成感を味わえたり、手先を使っていたり、自然や人との付き合い方、社会性を身につけていたり、様々な観点で見直されていると思います。

そういった子供の遊びを大切にしたい冒険遊びができるプレーパークというのが全国に広がっています。NPO法人日本冒険遊び場づくり協会の定義によると、冒険遊びは、全ての子供が自由に遊ぶことを保障する場所であり、子供は遊ぶことで自ら育つという認識の下、子供と地域と共につくり続けていく野外の遊び場というふうに定義されています。このプレーパークの考えをぜひ取り入れた公園を造ってほしいと思います。

特色ある公園整備基本方針にも、冒険遊びができるプレーリーダーがいる公園というようなことが書かれておりますけれども、当市での設置の考えをお伺いします。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** プレーパークということで冒険遊び場ということでございますが、現在市内におきまして下立野林間こども広場で年間を通してプレーパークを行っている団体がございます。

特色ある公園整備基本方針に記載のとおり、プレーリーダーが遊びを手助けしながら、子供たちが自由な発想で自由に遊びながら、自ら感性や生きる力を磨けるような環境をつくることの意義ということで認識してございます。

小金井市や武蔵野市でもプレーパークを実施している例がございますので、今後市民団体との協働等の観点も含めて、他市の事例等を研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 今御紹介いただいた市民グループもずっと長年活動しています。全国では、先ほどの日本冒険遊び場づくり協会の実態調査によると、2020年度で458団体があるというようなことで、その団体が複数箇所運営してるところもあるのでプレーパークの数はもっと多くなると思いますけれども、そういったような広がりやをだんだん見せています。それを行政が直営でやってるところはほとんどなく、市民協働という形で進めてるところが多いと思います。

ただ、プレーリーダーという、先ほど出てきましたプレーリーダーさんは全くボランティアではなくて、何らかの報酬をもらって活動している方が7割以上ということで、持続的に活動をしていくためにはやはり行政が運営資金や場所を提供して市民が運営するという形が理想なのではないかなと思います。

あそこの下立野林間こども広場もとてもいい場所ですけども、こども広場ですので、市の所有ではないので、将来的にも継続的に使い続けられるのかとか、あとプレーリーダーさんの問題とか、活動が持続できるようにぜひ市のほうも御協力していただきたいと思います。

それから、子ども・子育て憲章で、子どものやくそくに、よく遊び、よく学びというようなところが出てく

るんですけども、市内の公園見て回りますと、禁止事項の貼り紙が目立っているところとかもあります。子供が満足できるまで好奇心を発揮できるような遊びの保障というのを市の役割として整えてほしいと思いますけれども、市のお考えをお伺いします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 子供が遊ぶということでございますが、公園管理者としての考えでございますが、公園やこども広場の提供によりまして、子供たちが公園の使用のルールを守りながら、子供ならではの発想の中で遊ぶことで心身ともに成長してもらえたら、公園管理者として子供の健康の維持向上や健全育成の観点から公共の福祉の増進に資するものと考えてございます。

また、公園管理者としましては、子供たちを含む市民の方々が安全に利用できるよう、施設の維持管理や東大和市特色ある公園整備基本方針等を踏まえまして更新等を適切に行っていかなければならないと認識してございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 公園を管理する立場としては、安全に事故がないようにということが基本だと思いますけれども、先ほど御紹介したプレーパークですとか、そういったものは禁止事項をなくして、子供が責任を持って自分の発想で、自分の責任で自由に遊ぶということが基本になってます。それはやはりそういった遊びの中で自分たちでルールをつくっていったりとか、子供発信で行っていくということが大きな違いなのかなというふうに思います。

川崎市では、子どもの権利条例を策定し、それを実現するために夢パークというプレーパークを設置して運営しています。そういった子供の視点というか、子供の遊ぶ権利というか、そういったところを保障するための公園というのがやはり私は東大和市にあってほしいなというふうに思います。

川崎市の夢パークの例ですと、その場所に公園だけじゃなくて子供の居場所ですとか、フリースクールなども併設して、子供のための施設が市と協働で造られているというふうになってます。全てを市で担うことは難しいですけども、NPOなどと連携して行われています。そういったところをやはり東大和市でもできないかな、できないかなというか、造ってほしいというのが私の今回のこの質問でございます。

市内では、所有地や国有地で使用の用途が決まってないところもありますし、またやまとあけぼの学園、狭山保育園の跡地、学校統合で閉校となる学校の跡地など、市有地の活用というのも今後考えられるのではないかなと思います。

よく遊び、子供の笑顔が輝くまちの実現に向けて、子供が自主性を持って冒険遊びができる公園をぜひ造っていただきたいと思います。

また、公園というのは子供だけのものではありませんので、地域の活性化というような話もありましたけれども、最近では収穫が体験できる農業公園ですとか、季節の花を見るために何万人も外から人がやってくるフラワーパークのような、一步価値を高めた公園というのも各地で造られています。

東大和市では、特色ある公園整備基本方針に沿って実現をしていくのかと思いますけれども、ぜひ公園はまちの価値を高める重要な要素でもありますので、市民とともに東大和市に合った公園を整備していただきたいと思います。

最後に市長に公園について御所見をお伺いしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 公園につきまして、緑地も含めてですけど、いろいろとお話を聞かせていただいて、またいろいろと御質問いただいたわけですけども、聞いていてふと思ったのは、私の子供の頃、大分昔の話です

けど、狭山丘陵が遊び場だったんですね、自然の。好き勝手にやってた。木は勝手に切り倒し、その辺にあるものでいるんなものを作って、山で遊んだという記憶あるわけですけど、当然、プレーリーダーは5年生、6年生なんですね。私なんか小さい頃はそういうようなことで連れてかれて、山の中であっち行ったり、こっち行ったりして遊んだわけですけども、今の子供たちは自由に自主的にというけども、それは一つの枠の中で遊んでるっていうか、公園なら公園で一定の枠の中、そしてそこには管理監督する人がいたりするということで、そういう意味でこれからそういう子供たちが大きくなっていったときにどうなんだろうと。

絶えず誰かに見守られてる、あるいは逆に言えば、悪く言えば監視されている、そういう社会で育ったっていうことになっちゃうんじゃないかなって今ふと思ったりはしたわけですけども、私どものほうは、東大和市の総合計画「輝きプラン」におきまして目指すべき将来都市像、水と緑と笑顔が輝くまち 東大和というふうにして、多摩湖や狭山丘陵など自然と共生をする、潤いのある良好な環境を守り育て、誰もが住みやすいと感じることができるまちづくりをその「輝きプラン」において進めているわけでありまして、公園の長寿命化を図る再計画につきましても、市民の方々と協働して進めていければというふうに思ってますし、そういう中で、笑顔があふれるというか、住みやすい東大和になるんじゃないかなと。

何よりも挨拶の響き渡るまち、挨拶が響き渡ると犯罪も少ない、みんな元気になる、全てが解決するんじゃないかと、そんなふうにも思ったりすることがありますけども、これからもそういった意味では元気な東大和をつくるために頑張っていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

市長から、かつては山の木を好き勝手に使ってたっていうようなお話もありました。本当にそういうことが今の子供たちに体験してもらいたいなって私は非常に思いますけれども、それがどこまでできるんだろうっていうところを考えたときに、今の市の中ではなかなかそう好き勝手に木切ってやったり、穴掘ったり、水で泥んこ遊びしたりっていうことがなかなかできる場所がないということで、やはりそういうことを子供ができるような場所を確保するということが市の責任ではないかなと思ひまして、先ほどのプレーパークの紹介などもさせていただきました。ぜひ子供たちが笑顔輝くまち——の市としてそういった遊びを保障できるようなまちづくりを進めていっていただきたいと思ひます。

もう一つ、そのためには市民協働でといいますけれども、本当に情報が全然事前に、全然っていうのは語弊あるかもしれませんが、本当に市民には伝わっていないというのが私の実感です。ぜひ市民と情報を共有しながら、こんなふうな公園を造っていくんだということを一緒につくっていければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の2点目の地域で自立した生活を送るための支援についてに移ります。

まず、地域福祉権利擁護事業についてですけども、地域で自立した生活を送るためには、福祉のサービスのメニューを用意しても、どのサービスを使っていけばいいか選んだりとか判断していくには、継続して寄り添う伴走型支援が必要だと私も考えておひまして、その寄り添って支援できるのが生活支援員なんだなというふうに思ひます。

社協だよりも生活支援員の募集の記事が出ていました。説明会なども開かれたようですけども、この事業内容について、利用状況なども含めて内容をおひいたします。

○福祉推進課長(山田茂人君) 福祉サービスの活用状況につきましては、令和3年度末につきましては利用者

数が60人、支援員数が11人、専門員数が2人であります。利用者1人当たりの利用頻度につきましては、それぞれの御事情等により異なりますため、把握してございません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 60人程度が市内の方で利用しているというのが分かりました。

この事業というのは、御本人からの申請というのはやはり難しいのかなというふうに思いますけれども、必要な人が利用できるようにするにはどのようなルートで利用につながるのかお伺いします。

○福祉推進課長(山田茂人君) 御利用を希望される場合は、東大和市社会福祉協議会に御相談していただきますと、専門員が御自宅等を訪問し、お困りごとをお伺いした上で福祉サービス利用援助契約を結びます。その後、担当の生活支援員が支援計画に基づきまして支援を行います。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 困ってる人が相談のところに行くって言うことが難しいんじゃないかということをおっしゃったのです。困ってる人が相談に行ったりすることができないような方が多分利用されてるのかなと思うんですけど、御本人から申請をしていくというふうにお考えなのでしょうか。ちょっとその点をもう一度お伺いします。

○地域福祉部長(吉沢寿子君) この地域福祉権利擁護事業の対象者につきましては、先ほど課長からも御答弁させていただいておりますけれども、原則としては認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なために、日常生活を営む上で必要な福祉サービスなどを自分の判断で適切に選択・利用することが難しいという方が対象となっております。こういう方々が自ら社会福祉協議会に電話をしたりしていただけるかというのは大変やはり難しいというのは実情でございます。

それにつきましては、今、市では様々な相談機関がございますので、そこの中で、例えば高齢者ほっと支援センターであったり、障害者の相談支援員の方であったりとか、様々なところ、生活保護のケースワーカーもそうですが、様々なところの相談員が御本人の状況等も踏まえて、御本人のもちろん同意も必要になりますけれども、社会福祉協議会のほうに御本人とともに相談をして、利用につなげるといったような状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) やはり利用されるような当事者の方に接する方が進めていくということになると思いますけれども、この制度が、そういった支援者の人が理解していなければつなげることもできませんので、職員の方は御承知かと思っておりますけれども、例えば介護されてるヘルパーさんですとか、そういった方にもこの制度を学ぶ機会っていうのが私は必要なのではないかなと思っておりますので、そんなことも今後検討していただければと思います。

それから、今部長のほうから、利用対象者の方のことが出てましたけれども、判断能力が不十分な方ですとかっていうことが対象だと思いますけれども、それ以外で、判断力があるけれども、例えば身体障害であったり、病気だったり、目が見えなかったりということで、一人で契約や金銭管理が不自由な方っていうのは様々ないらっしゃると思いますけれども、そういった方が自立した生活を送れるようにということで利用することはできないでしょうか。

○福祉推進課長(山田茂人君) 社会福祉協議会に確認いたしましたところ、現状においても福祉サービスの利用援助を希望する待機者の方がおりまして、現在の人員体制においては対象の拡大については難しいとのこと

でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それは、じゃ体制の問題で、今待機者というふうにお伺いしたんですけども、これを利用したい人がほかにもいて、待機してる人がいて、支援する、要は生活支援員が募集があったということもありますけど、足りないので拡大できないっていう意味でしょうか。もう一度確認します。

○地域福祉部長(吉沢寿子君) 現状の対象者は、先ほど御答弁させていただいておりますとおり、認知症とか精神障害、知的障害ということで判断力のない、低下があるというような方でございます。

課長が御答弁させていただきましたとおり、現在生活支援員の数もなかなか不足しているという状況もあって、今の対象者の方であっても利用を希望されてもまだ利用ができないというような状況があるということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 分かりました。

私としては、先ほど申し上げましたように、判断力があってもなかなか一人でやっていくには難しいということで、この制度が使えたら自立した生活を十分送れるということで、この制度が使えないのかということが実際にちょっとお話がありました。

ということで、この利用対象者を広げられないかということがちょっと今回お聞きしたかったことなんですけれども、例えば西東京市さんの、これは西東京市の社会福祉協議会さんのホームページで同様の地域福祉権利擁護事業のところを見ますと、大体がうちの市と同じなんですけれども、そのほかに福祉サービス利用支援事業として、判断する力のあるおおむね65歳以上の高齢者及び二十歳以上の身体障害者などとしておりました。

やはり必要な方というか、この支援を受けたい方というのはいるのではないかなと思うのですが、そういった方に対して、現在でもちょっとカバーし切れてないというところでの質問をするのも申し訳ない気がするのですが、今後この事業を拡大していくとか、私はこの事業、非常に重要な事業だと思っていて、待機者がいるということは驚きだったんですけども、この事業、ぜひ拡大していただきたいと思えますけれども、お考えをお伺いします。

○地域福祉部長(吉沢寿子君) まず西東京市の社会福祉協議会で行ってる事業につきましては、この地域福祉権利擁護事業と同じスキームではありますが、この事業は基本的にはその判断能力が低下がある方が対象となりますので、今議員がおっしゃられた65歳以上の高齢者で判断能力に全く問題がない方や身体障害者の方は、この地域福祉権利擁護事業の対象外となっております。

ただし、今議員がおっしゃったように、東京都の単独事業として、市が独自の事業として、東京都の補助2分の1つきますけれども、その補助事業として福祉サービス総合支援事業という別のメニューのサービスを行えば、そういった方への対象拡大は可能というものでございます。

対象者の拡大の考えにつきましては、議員がおっしゃるように、今後さらなる高齢化の進行とか、障害のある方々の高齢化、単身世帯の増加とか、家族による保護や支援の機能低下の状況を踏まえ、第三者による利用援助が期待できるものとして、対象を今言った身体障害のある方とか入院中の方などに拡大していくことの必要性はあろうかと考えております。

しかしながら、今申し上げましたとおり、これらの対応に関しましては、社会福祉協議会におけます人人体制の拡充が必要となります。市財政への影響も踏まえつつ、今後調査、研究をしてまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひこれを広めていただきたいと思いますけれども、様々なハードルがまだあるのかなというのは感じたところです。

同様の発想で、福祉サービスをどのように利用してよいか分からない若者の自立支援というのも、こういった生活支援員のような方が寄り添えば、困難を抱える若者の自立に大きな支えになると思いますけれども、今はこの制度は65歳以上の高齢者の、判断が少し不十分な方という対象になってるということですので、該当しないのかなというふうに感じます。

しかし、こういった本当に、若者の中でもこういった生活支援員のような寄り添い型の支援の仕組みがあれば自立に向けて進めていけるのではないかと思います、②の若者の自立に関する支援というところに移りたいと思います。

若者の自立支援については、これまでは本当に若者は学校や家庭の責任で対応されていたと思います。福祉の支援の対象ではなかったのではないかなというふうに思いますけれども、市長の御答弁でも、現状は支援が必要な若者があるっていう市も認識をしていると思いますし、コロナ禍でより一層そういった生きづらさを抱える若者が見えてきたというか、そういったことなんだろうと思います。そして支援体制が必要なのではないかと思います。

例えば不登校からひきこもりになった方ですとか、親の疾患や虐待などで家庭に頼れない方など、様々な理由で支援が必要な若者がいます。自治体によっては、若者自立支援センターなどで相談支援や就労支援を担ってるところもあります。

特に成人年齢が18歳に引き下げられたということで、契約なども本人ができるようになりました。ですが、一方で、社会経験が少ない中で判断が難しいときに誰にも相談できない、そういった若者ですとか、また長い間ひきこもりで親の年金で暮らしていたり、親子でお互いに離れられない、共依存になってる状態からの脱却など、様々個々の理由があるかと思いますけれども、本当にそういったときに寄り添い型で支援をしていく、そういった体制が必要なんではないかというふうに思います。

先ほど、尾崎議員からもひきこもりの窓口の設置などについて詳しく御説明がありましたので、ここで私からは一つ、市長の答弁でも重層的・包括的な支援、寄り添い型の支援が必要ということで、それらを調査、研究していくというようなことがありました。

国のほうで重層的支援体制整備の事業を進めています。地域共生社会を目指して、相談支援、参加支援、地域づくり支援ということで、地域の中で助け合いながら生活できる社会を目指していくということで、こういったことが伴走型の寄り添い支援になると思います。当市でもそのような方向で進めていこうとしているのか、お考えをお伺いします。

○地域福祉部長(吉沢寿子君) 重層的支援体制整備につきましては、国による地域共生社会の実現に向けた地域の包括的支援体制づくりの理念の下、令和3年度から法定化された事業でございます。高齢、障害、子供、生活困窮などの各分野の既存の相談支援体制や関係機関等とのネットワークの基盤を維持しつつ、各自治体の実情を踏まえ、既存の相談支援体制の対応では難しい複雑化や複合化した様々な生活上の課題を抱える方々の相談や対応に関して横串を刺し、スムーズな連携により課題の解決を図るものでございます。

市としましては、当市の社会福祉の資源の実情を踏まえながら、既存の相談支援体制や関係機関等とのネッ

トワークによる支援の対応力の強化を見据えつつ、この事業全体の仕組みの構築をしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 方向性としてはそのように進んでいくのかなと思いますけれども、ただ、地域の共生社会というのは理想ですけれども、誰がこれを担っていくのかということが本当に課題だというふうに思います。相談支援一つ取っても、専門的な知識が必要なコーディネーターですとか、そこに参加する人、またどこでそれをやるのかというようなことですか、誰が担っていくかというのは非常に重要な問題だと思います。

若者の支援ということで今伺っているのですが、若者に関してはその専門的な部署というのが、先ほどの尾崎議員の質問の中での答弁でも、なかなか市のほうでこれまでも専門的な部署がないということでしたので、そういったことに関してはやはり、例えばひきこもりでしたら当事者団体や支援団体、また家族会などと連携していくということが非常に大事だと思いますけれども、そういったほかの機関との連携についてお考えをお伺いします。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 国によりますその重層的支援体制整備の中では、やはり地域づくりということも言われております。地域の人々が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備なども行っていくということとされております。今議員がおっしゃるように、当事者御本人とか各種団体、関係者との連携、協力を図っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 本当に公的な直接支援では限界があることだと思います。アウトリーチですとか継続性、専門性を持ったところとぜひ今後も連携をしていていただきたいと思います。

国では、孤独・孤立対策担当大臣なども置かれまして、これまでは課題解決型の支援で、住む家を提供するとか、就労につなげるとか、そういったところを個別に課題を解決していくということで行ってきておりますけれども、そういったところに社会との関係性がなくなって孤立してしまう方というのが、若者だけに限らずどの世代でもあると思います。

この前、私が参加した研修でも、ハウスは用意したけれども、ホームがなくて孤独に暮らすことになったというようなお話がありました。

地域の社会の中で自立して自分らしく生きられる社会とするためには、やはり伴走型の支援というのが充実していくことが大切だと考えますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

それでは、大項目の1として、公共施設等総合管理計画等と市財政への影響についてです。

市の公共施設等総合管理計画・公共施設再編計画について、計画の考え方や市財政への影響について、市の



認識と今後の課題を伺います。

次に、大項目の2ですが、地域公共交通についてです。

①として、令和4年7月4日より芋窪地域コミュニティタクシー「いもたく」の試行運行が開始されます。先に行われた湖畔地域での試行運行の経験を踏まえた今後の課題を伺います。

②として、新堀・清原・高木などの地域から市役所や東大和病院がある市の中央部へのアクセスの改善を求める市民の声が依然として多く聞かれます。これまでの市の取組と今後の課題について伺います。

③として、市は、これまで公共交通空白地域の解消のために都バスの運行費用の一部負担やちよこバスの運行、コミュニティタクシーの試行運転等を進めてきました。住民の高齢化等もさらに進み、従来の交通空白地域の定義も実態に合った見直しが必要なのではないかと考えます。

また、高齢のため自動車運転免許を返納したり、自転車の使用を控え、移動手段を公共交通機関へと切り替える方々が増えています。当初の交通空白地域の補完という考え方からさらにニーズ自体が発展しているものと思いますが、これらに対応するためにどのようなことが必要となるのか、市のこれまでの取組と課題を伺います。

④として、気候危機打開のために地域交通の部門でも二酸化炭素排出量の大幅削減が求められています。市の認識を伺います。

大項目の3では、生活保護行政についてです。

生活保護制度の利用は、日本国憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれ、等しく与えられた国民の権利です。

一方で、世間には「生活保護に陥るのは恥だ」という誤った認識もまだ多く残っており、その権利行使を阻む大きな要因になっています。

そこで伺います。

①として、令和2年から3年度中の保護申請件数に対し、扶養照会が行われた件数と親族の扶養を得られた件数を伺います。

②として、これまでも生活保護申請時に原則扶養照会が行われることを説明されたため、申請を諦めたというケースが多々見られました。申請の大きな障害となっており、また市が調査にかかる事務負担に対し、親族から得られる経済的な扶養はほとんど皆無であったことから、その実質は既に形骸化をしていることも分かりました。扶養照会は申請者の希望に基づく場合に限るべきと考えますが、市の今後の対応について伺います。

③として、受給者の方々から、昨今の著しい物価の高騰に見合った保護費の支給にしてほしいという要望が多く聞かれます。市の見解を伺います。

④として、近年の猛暑による熱中症の対策のため、生活保護世帯でもエアコンの購入ができるよう徐々に改善が図られてきましたが、依然として必要性がありながら経済的余裕がなく購入できない世帯も残されています。市のこれまでの取組と課題について伺います。

大項目の4は、がん検診についてです。

市民の死因の3割はがんが占めています。これまでの市のがん検診の受診率向上のための取組と今後の課題について伺います。

以上をお伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

[5 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公共施設等総合管理計画等の考え方や市財政への影響についてであります。公共施設等総合管理計画では、現在保有している公共施設の全てを更新するには多額の財源不足が見込まれることから、40年間で約20%の床面積を縮減する目標を定めています。

公共施設再編計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとに対応方針を定める計画です。

学校施設長寿命化計画では、令和7年度の第七小学校の改築工事から全12校の工事を連続して予定しておりますが、約330億円の費用に対する特定財源が見込んでいません。

今後の公共施設の更新に当たりましては、厳しい財政運営が予想されることから、市といたしましては、引き続き国や東京都の補助金、市債の借入れなど、特定財源の確保に努めるとともに、貴重な基金を有効活用できるように、残高の維持に尽力してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティタクシーの今後の課題についてであります。コミュニティタクシーにつきましては、令和2年2月から湖畔地区で試行運行を行ったところでありますが、特定の地域内を対象とした交通で需要規模が比較的小さいため、地域との協働による利用促進の取組により、地域でコミュニティタクシーを育てていく機運を高めていくことが課題であると考えております。

次に、市の中央部へのアクセスの改善についてであります。高木地区などの市内に残る公共交通空白地域につきましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインを策定し、地域との協働により、その地域にふさわしい地域交通の導入について取り組むための指針をお示ししているところであります。

新堀地域及び清原地域には路線バスが運行しており、公共交通空白地域に該当しないことから、市の中央部への移動につきましては、乗り継ぎによる既存の公共交通を御利用いただくよう御案内をさせていただいてるところであります。

次に、公共交通空白地域の定義の見直し等についてであります。持続可能な公共交通ネットワークを確保していくためには、鉄道・モノレール、路線バス、コミュニティバスなどがおのおのコンセプトに基づいて相互に補完し合うことが重要でありますことから、コミュニティバスなどのコンセプトの変更を要する公共交通空白地域の定義の見直しは考えておりません。

また、コミュニティバスは、多様な利用目的で多くの人が乗り合うことにより、低廉な運賃で移動サービスを提供する公共交通であり、高齢者福祉など個別事情への対応を目的とする交通とは性質が異なるものと考えております。

次に、地域公共交通に関する二酸化炭素排出量の削減についてであります。地域公共交通の利用促進により自家用車から利用転換を図るなど、第二次東大和市環境基本計画に基づく取組を行っていく必要があると認識をしております。

次に、生活保護申請に係る扶養照会についてであります。令和2年度から令和3年度までの生活保護申請件数303件のうち、扶養照会の件数は313件となっております。扶養照会の件数が申請件数を上回っていますが、これは複数の親族に照会するためであります。

なお、親族からの扶養が得られた件数につきましては、金銭的支援が1件、精神的な支援が4件となっております。

次に、生活保護申請時の扶養照会に関する今後の対応についてであります。生活保護制度における扶養照

会につきましては、令和3年2月及び3月の厚生労働省通知に基づき、申請者から扶養義務者の状況等を聴取し、申請者の生活歴等から特別な事情により扶養が期待できないことが明らかな方や、配偶者からの暴力や虐待などを受けた経緯のある方等に対しましては扶養照会を実施しておりません。

今後につきましても、国の法定受託事務として生活保護法及び国からの通知等に基づき、適切に生活保護事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、保護費の支給額に関する市の見解についてであります。生活保護費の支給額等を含む生活保護制度につきましては国の法定受託事務であり、その基準額は厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会等の審議を経て、級地区分ごとに決定されるものであります。

支給額につきましては、東京都市長会を通じ、全国市長会から級地区分の設定や加算の認定等に関する改善等の提案を行っておりますことから、今後の国の審議等の把握に努め、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護受給世帯の冷房器具購入に係る市の取組と課題についてであります。生活保護制度では、平成30年7月から一定の要件の下での冷房器具の購入費の支給が認められております。

要件を満たさない生活保護受給者の冷房器具購入の相談があった際には、担当ケースワーカーから、必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を活用し購入できるよう助言するなどしております。

課題につきましては、生活保護受給者の健康の維持等のため、全ての生活保護受給者を支給対象とすることであると考えております。このことにつきましても、東京都市長会を通じ、全国市長会から改善等の提言を行っておりますことから、今後の国の審議等の把握に努め、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診の受診率向上のための取組と今後の課題についてであります。市では、異なるがん検診の同時受診や土曜日の検診実施、医療機関における個別検診の追加など、利便性の向上を図り、がん検診の受診率の向上に取り組んでおります。

がんは2人に1人が罹患する時代と言われておりますことから、がん検診の受診者数を増やし、受診率を向上させることはがんの早期発見・治療につながり、市民の皆様の健康を保持・増進させるものと認識しております。

今後におきましては、健康教育などの各事業におきましてがん検診の重要性を啓発するとともに、市の公式ホームページなど様々な情報媒体を活用し、健康に関心の低い方に対する周知・啓発の強化を図ることが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画等と市財政への影響からですけれども、私は第1回定例会でも、市の公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画について、計画の考え方や市財政への影響について、市の認識と今後の課題を伺いました。この際、大きく2つの点についていただきました。

1つは、平成29年度からの60年間で約940億円の建て替え、大規模修繕の更新費用がかかるという試算に対して、これに対する市の実質負担はどれだけになるのかということをやまだ明らかにしていないという問題です。2つには、同時に60年間で2,016億円の維持管理費が生じるという試算に対して、なぜ維持管理費用に当

該施設のランニングコストを算入する必要があるのかという問題でした。改めてこの2点を中心に伺いたいというふうに思います。

初めに、更新費用について伺います。

ここでは、さきに尾崎利一議員が学校の建設の関係ではお話を伺っておりますので、そこはなるべく重複しないようにしたいというふうに思っております。

それでは、伺いますが、予算特別委員会の質疑で、平成27年度から令和2年度までの期間に実施された建築系公共施設工事について、工事金額とそれに要した一般財源額を伺いました。実施設計と管理委託を含む工事費用の合計金額は86億4,000万円、これに要した一般財源額は8億7,000万円ということだったかと思うんですが、確認をまずさせていただきます。

○財政課長（鈴木俊也君） 平成27年度から令和2年度までの建築系の公共施設の工事費等につきましては、議員のおっしゃるとおりの金額でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それから、これらの工事に伴う国の負担金・補助金の総額を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 工事費等に対します国庫支出金についてでございますが、小・中学校の校舎外壁改修工事、同じく特別教室冷暖房設備設置工事、同じく情報通信ネットワークシステム環境整備工事、また本庁舎及び現業棟耐震補強工事など、約7億1,672万円でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それから、これらの工事に伴う起債額の総額も伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） これら工事費に対します起債額についてでございますが、国庫支出金で申し上げた事業のほか、学校給食センター新築工事、また防災行政無線固定系のデジタル化工事、また小・中学校の体育館空調設備設置工事など約34億1,940万円でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） これらの工事の建設費の元利償還に対する地方交付税措置の見込額の総額、理論値ということになるのかと思いますが、お伺いします。

○財政課長（鈴木俊也君） 工事費等に対します借入れに係る元利償還に対する地方財政措置についてでございますが、算出する際に係数が毎年度変更となることから、あくまで理論値となるところでございますが、約6億3,918万円でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 以上を踏まえて、これらの工事に伴う市の実質負担額というのは幾らになるのでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 工事費等に対します都支出金やその他の財源等を含めて差引きをしますと、実質負担額は約36億4,708万円であるものと推計しております。

なお、学校の情報通信ネットワークシステム環境整備工事費や、また冷暖房工事費など、この頃集中して実施していた期間であるという特殊要因もございまして、国や東京都から比較的多くの額が交付されておりますが、それを踏まえた額となるものでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 公共施設等総合管理計画では、建築系公共施設の将来更新費用について、平成29年度か

らの60年間で過去の建築系公共施設の更新費用……、ごめんなさい、ちょっと言い間違えた。29年度からの60年間の更新、将来の建設系公共施設の更新費用約940億円と、年にすると16億円とされております。平成22年度から26年度の建築系公共施設の工事請負額の年の平均が7億円だということで、比較すると、今後年平均9億円の不足が見込まれるというふうにされております。

公共施設更新計画にあります建築年度別の延べ床面積の状況というグラフを見ますと、平成22年から26年度とは、過去の公共施設整備を年度ごとに並べたその山の一番低いところを基準としてることが分かります。なぜこの期間の平均額を基準とする必要があったのでしょうか。

これらの長期の費用と対比をするのであれば、例えば22年度から直近の令和2年度までの11年間という平均の形でも今となつては差し支えないのではないかというふうに思うんですが、これと比べた場合、年の平均は幾らの不足ということになるのでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 東大和市公共施設等総合管理計画は、平成29年2月に策定をいたしました。現状で確保可能な財源として、直近5年間の事業費として、平成22年度から平成26年度までの5年間の事業費をもって積算をしています。

東大和市公共施設再編計画ではありますが、上位計画であります総合管理計画に基づき策定をしておりますため、事業費などのデータにつきましては基本的に総合管理計画の数値を用いる必要がありますことから、総合管理計画と同様、平成22年度から平成26年度までの5年間の事業費として使用しております。そのため、令和2年度までの建設工事についての平均額というものは算出はしておりません。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 私は今、例えて直近のところまで言ったわけでありましてけども、先ほど財政課長からも、平成27年度から令和2年度までの工事ということで86億4,000万円という数字がありましたけども、これ6年間で割ると14億4,000万円ということで、先ほどの、これから年16億円が必要だという数字と比べると、16億円引く14.4億円ということですから1億6,000万円の不足という、そういう数字になります。最初にこの計画の中である9億円足りないという数字と比べますと、相当の乖離がやっぱり出てくるわけですね。

つまり、私はどっちが正しいとか、間違ってるということじゃなくて、物差しの当て方が変わったらやっぱりその数字は大きく変わってくるんだと。9億円のところから話が全部出発していくということになると、これはやっぱり財政に対する認識が変わってくる、少なくとも市民の受け取りは大きく変わってくるというところは申し上げておきたいというふうに思います。

次伺いますが、私どもは、国の誘導による床面積2割削減ありきのやみくもな公共施設再編の流れには反対ですが、市の学校施設長寿命化計画で示すような周辺施設との統合が仮に行われれば、公共施設適正化推進事業債によって元利償還金に対する交付税措置もあるのかというふうに思うんですが、これどれぐらいの割合ということになるのでしょうか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 令和4年度の地方財政計画によりますと、公共施設等適正管理推進事業債が活用できる場合、幾つかこちら、メニューがございますが、延べ床面積の減少を伴う集約化・複合化事業につきましては元利償還に対する地方交付税の措置率は50%となるものでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 次に、維持管理費のほうについても伺います。

市の公共施設等総合管理計画では、建物維持管理費を含め、将来の建築系公共施設の維持管理費用を平成25

年度実績を用いて年33.6億円としています、その内訳を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画におきまして算出をいたしました建築系の公共施設の維持管理費用の合計の内訳であります、建物維持管理費が約7億7,000万円、事業運営費が約8億円、人件費が約15億7,000万円、指定管理委託料が約2億2,000万円となっています。

以上でございます。

○5番（森田真一君） なぜ当市の計算ではこのランニングコストである人件費や事業運営費などが、指定管理委託料も入れるべきかもしれませんけども、これ将来負担として認識されるのか伺います。

前回は、施設の設置目的を達成するための事業運営を行うために必要な経費として人件費や指定管理委託料を建築系の公共施設のコストとして算出することは必要であると捉えているという御答弁でありましたけども、計画の策定を国が指示していますけども、この中では一体どういう線引きがされているのか、そこでは維持管理費の定義はどのようなものが含まれるのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 総務省から各地方公共団体に通知をされました公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針におきまして、公共施設等総合管理計画に記載する事項といたしましては公共施設等の現況についてがあり、市においては公共施設の設置目的に沿った市民サービスを提供するための現状において、人件費及び指定管理委託料を把握することが必要と判断したものであります。

次に、維持管理であります、総合管理計画の策定にあたっての指針では、施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいうとされています。市の公共施設等総合管理計画では、建物維持管理費といたしまして、光熱水費、修繕料、施設管理に係る委託料、使用料及び賃借料などを積算しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今御答弁ありましたとおり、国の指針なんか見ますと、私は国土交通省のほうの平成30年の指針見ましたけども、維持管理費の定義は、施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる調査、点検、診断、補修、修繕などの費用とありまして、市がここで維持管理費と言っている人件費や事業費、これはその施設を建て替えたならそこに付随するその事業や、そこで働く職員さんなどの人件費、これは当然発生しますよねと、それもコストだという、必要な費用だというようなお話であるわけでありまして。私はここではちょっと乖離が随分あるなというふうに思いますし、またそれは率直に言ってあまり適切ではないのではないかというふうに今思いました。

それで、私、そうはいつでも自分で勝手に思っただけでは何なんで、多摩26市について、実際こちら辺はどういう切り分けをしてるのかっていうことを各市のホームページから全部見てみました。羽村市はホームページにはこれ掲載されてなかったんで25市ということになるんですけども、いずれの市も東大和市のように管理費用という中、事業費、人件費を維持管理費に含めるというようなことはほとんど見られませんでした。

厳密に言うと、1市、2市についてはそういう書き方をしてるのかなという、ちょっとあやふやな書き方をしてる場所もあったんですけども、基本的には維持管理コスト、ごめんなさい、例えば維持管理費用を抑えるために3%抑えなきゃいけないという目標を立てて、そのために民間への委託をするだとか、指定管理者制度を導入するだとか、事業そのものを見直しするだとか、幾つか課題としてはそれはそれでその計画の中に書いてるところはありましたけれども、それはむしろ多いぐらいでした。あるんだけれども、この維持管理費の中に人件費や事業費、これまで入れてこの費用、将来負担だというふうにしてるところはほぼ見つから

なかったということも申し添えたいというふうに思います。なぜ他市と足並みがそこだけそろっていないのかなということは指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、調査、点検、診断、補修、修繕などの費用としての維持管理費は施設、設備、構造物の機能の維持のために費やされるので、支出、負債も増えるけれども、同時に資産としても増えるわけですから、人件費、指定管理料、事業運営費とは全く別物ではないかというふうに思うんです。つまりイニシャルコストとランニングコストを同一視して、お金が出ていくからということと一緒に将来負担ってするのは不自然ではないかというふうに思うんですが、改めて伺いたいと思います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 建築系の公共施設の維持管理費の支出によりまして、まず資産価値が増加する要件、これにつきましては会計上の耐用年数が延びることになります設備の更新や施設の大規模改修工事に係る支出を行った場合というような認識をいたしております。

市におけます各公共施設であります。施設の目的に応じまして人員の配置を行い、運営費等が予算化されております。老朽化対応といたしまして建物を更新をいたしましても、施設の目的に応じた人員配置や運営費などが確保できなくなりますと、施設整備の意味がありません。更新を検討するに当たりましては、更新後の施設の維持管理運営費について、人件費を含め実態に即してトータルコストを積算してるところでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 私は、維持管理費の中に施設更新後の事業費や人件費を将来負担に含めて60年間に2,000億円以上の費用がかかるという表現はあまり妥当ではないし、他の市の扱いについても先ほど触れたとおりでございます。

第1回定例会でも申しましたけども、この60年間で更新費用も含めて約3,000億円かかるんだということが既に多くの方が耳にされたところであるわけですけども、これ、いってみれば、個人の生活に例えれば、住宅ローンの返済中に、その返済中の生活費まで借金に含めるような計算をしてみると言い過ぎではないんじゃないかというふうに思います。将来負担に対する説明も、市が財政が厳しいという結論に帰結しようと強調すればするほど、市民は委縮して何も要求ができなくなります。その厳しさが、厳しいことは一つの事実だと思いますけども、厳しさは真に妥当な説明なのかという問題意識から前回に続いてこの件を伺いました。この件につきましては、引き続き伺ってまいりたいというふうに思います。

この項目については終わりにさせていただきます。

続きまして、地域公共交通についてです。

第8期介護保険事業計画準備調査報告書を参考にしますと、高齢者の外出目的のうち、通院は週1回未満というのが多くを占めています。一方で欠くことができない外出であります。利用の促進といっても、そこには限度があるわけではないでしょうか。いかがでしょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** コミュニティタクシーの利用促進についてであります。コミュニティタクシーは高齢者の通院に限らず、広く地域住民の方々の買物、通院、その他の日常の移動も対象にしているものであります。

また、利用の促進に当たりましては、地域の方々と協働でコミュニティタクシーを利用したお出かけを提案するチラシを作成するなど、今ある需要だけではなく、需要を新たに生み出すという観点から利用促進にも取り組んでおります。

促進には限度があるというお話をいただきましたが、新たな需要の創出を含めて、地域の方々と知恵を出し合って利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 個々のところでやはりいろいろ御努力をいただいているというふうに承知をしておるところであります。

コミュニティバス等運行ガイドラインでは、コミュニティタクシーの試行運行に当たって、さきに行われた小平市の事例を引いて1事業の補助額を上限500万円、1日の乗車数70人という基準を設けています。平成28年の1月から2月にかけて芋窪・湖畔地域で実施をされた市の出前講座で寄せられたガイドライン素案に対する意見では、この基準が厳し過ぎるのではないのかという意見が既にあります。

実際に、湖畔の試行運転では、実施期間の初月の令和2年2月であっても利用数はこれに届かず、以降は3月からコロナ禍とも重なりまして需要を大きく下回ったということがありました。2015年の国勢調査でも、小平市は人口約19万人、5年間で8,700人以上増えて、人口密度は平方キロメートル当たり9,700人近い地域ですけども、一方で当市は人口8万4,000人余り、5年間でその時点では1,400人減少して、人口密度は平方キロメートル当たり8,500人程度の地域となっています。直近、小平の人口はさらに5,000人ほど増える一方で、東大和は1,000人増にとどまっています。

これほどの人口動態の開きがあれば、当然のことながらコミュニティタクシーを利用する住民の対象者数にも大きく差が現れるはずですが、同じ基準で目標を設けること自体にはやや無理があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） コミュニティバス等運行ガイドラインの運行基準につきましては、当市の財政状況やコミュニティタクシーの対象とならない地域とのバランスを勘案しながら、小平市のコミュニティタクシーの実績値を参考とし、定めております。

運行基準は、補助額の範囲内で運行するよう定めておりますので、仮に対象者数が少ないということであれば、運行時間を減らして運行経費を削減する、または広告収入を確保して収入を増加させるなどの創意工夫により、必要な乗車人数を地域の実情に合った形で柔軟に変えることができるようになっております。したがって、現行の運行基準は妥当なものであると考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関田正民君） 休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日、全ての一般質問が終了した場合は、明日6月8日水曜日を休会といたします。その際、本日、本会議



終了前に休会の議決を採ることになりますので、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

○議長（関田正民君） 引き続き、5番、森田真一議員の一般質問を行います。

○5番（森田真一君） では、続きをさせていただきます。

この間、市では高齢者の運転による交通事故の減少を図り、かつ公共交通の利用を促すためとして、高齢者の運転免許証の自主返納をした方に対する支援としてちょこバスの回数乗車券、90円の25枚つづりを交付する事業を始めております。これは返納時のみの単発のものということになりますが、一方で、私たちの姉妹都市であります喜多方市では、高齢者福祉タクシー利用助成事業というものを始めたと聞きます。これはどういうものか分かれば教えてください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 喜多方市の高齢者福祉タクシーの利用助成事業につきましては、通院など市内タクシー会社等を利用する際の料金の一部を助成し、在宅サービス利用者の経済的な負担軽減を図るもので、対象は市内に住所を有する要介護1以上に認定され、かつ住民税非課税世帯である定期的な通院が必要な高齢者であります。

助成内容は、タクシーや介護タクシーで使用できる1枚500円の利用券を交付するもので、年間で最大72枚、3万6,000円の助成が受けられるものであります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） コミバス、コミタク、どれにも一長一短ありまして、市民の実際のニーズを最大限酌み上げるといふことになると、こういった様々な制度を多重に組み合わせて展開する必要あるのかというふうに思います。

高齢者福祉タクシーなども地域公共交通整備の制度の一つとして御検討いただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 地域公共交通は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。」と定義されております。

高齢者福祉タクシーにつきましては、市長答弁にもありましたとおり、地域公共交通とは性質が異なるものと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今議会の市長報告の資料の中でも、東京都が「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」についてというものがございました。この中に、運輸部門で2030年までにエネルギー消費量を65%削減する目標が示されています。

国土交通省の資料でも、自家用自動車からバスに切り替えることで単位当たりの二酸化炭素排出量が3分の1にまで抑えることができるとされています。

当市でも、地球温暖化対策実行計画（地域施策編）、気候変動適応計画の策定に向けてこれから準備をされるということで前回の議会では伺っておりますが、こういったことも含め、また今触れました運転免許証の返納時の高齢者のタクシー利用、それから喜多方で行われてるような高齢者福祉タクシーの制度など、これは交通空白を埋める目的だからとか、これは福祉的な目的だからとか、環境問題だからというふうに縦割りにしないで、一体的に捉えてぜひ施策展開をしていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

地球温暖化対策のこの具体的な中身につきましては、もう少し固まったところを見計らって改めてまたいっぞや教えていただきたいというふうに今は思っております。

この項目はこれで終わらせていただきます。

次に、生活保護行政についてお伺いいたします。

研究者や弁護士などがつくる生活保護問題対策全国連絡会という団体がありますが、ここが改正された扶養照会の基準に基づいて、扶養照会に関する申出書及び添付シートというものを作成して公開しております。申請者自らがこの間基準を改定した扶養照会について必要であるか否かというのをセルフチェックをして、合理的な理由があれば御本人の申出に応じて扶養照会しないように求めることを助けるものというふうになっております。

報道では、これを提出しようとしたところ、受取拒否をして扶養照会を強行した自治体があったということも聞いております。

当市では、こういったものが出された場合、そのような不利益を被るおそれはないかということをも確認させていただきます。

○生活福祉課長（青木一麻君） 生活保護の申請者が独自に作成された扶養照会に関する資料への市の対応につきましては、特にこれを拒否する理由は見当たりませんことから、参考資料の一つとして受理をするものと考えております。

この場合におきましても、扶養照会につきましては国通知等に基づき、申請者からの聞き取りなどを通じて福祉事務所において適切に判断し、実施可否の決定をするものと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 生活福祉課の皆さんには、この間、こういった実務的な面からも様々利用者や利用希望の市民の皆さんの権利を守っていくという立場でずっと対応していただいたというふうに思っております。

この間、この議会でも、例えば生活保護のしおりや申請書をカウンターの上に置いて、分かるように、手に取れるようにしてほしいという要望もしたことありますし、またここ最近では、中野区のケースですけど、3月に区内の掲示板、ここは各公共施設300か所に、生活保護は国民の権利ですと書いたポスターを掲示したなどという事例もあったと聞きます。

こういったことから、この間、窓口でもこういった生活保護申請に関する市民の権利ということでは随分心配りしていただいたというふうに思うんですけども、具体的に今触れたようなことも含めてこの間対応したことがあったらちょっと教えていただければと思うんですけども。

○生活福祉課長（青木一麻君） 具体的にこの間、対応したことという御質問でございますが、国等、様々通知出ておりますので、それに従いまして相談の際に気をつけながら、市民の方々へ配慮しながら相談をさせていただいております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 個別の相談では本当にいろいろ配慮していただいた、対応をしていただいて本当にありがたく思っているところでございます。

次、伺いますが、去る5月の25日ですが、熊本地方裁判所は、2013年8月から3回に分けて実施された生活保護引下げ処分の取消しを求めた裁判で、原告の請求を容認する判決を言い渡したことがニュースでも報じられております。

違法に保護費が引き下げられた結果、多くの利用者が不当に健康で文化的な最低限度の生活を保障されていない状況に長く置かれてきました。速やかに利用者の生活実態に見合った保護費の上げがなされるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（青木一麻君） 生活保護の基準額につきましては、先ほどの市長答弁にもありましたとおり、国によって決定されるものであり、その級地区分や加算認定等に関する改善等に関しましては東京都市長会を通じて全国市長会から提言を行ってるところでございます。

なお、級地区分に関しましては、現在厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会におきまして審議がなされており、令和5年度中に見直しが予定されているとのことでございますことから、引き続き国の動向等の情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この2013年の生活保護、特に生活扶助ですね、生活扶助の基準の見直しは、当時過去に例のない3年間で670億円を削減するというものでして、以来この水準でとどめられているということがあります。この生活保護基準は、単に生活保護費の事務的な算定に用いるばかりではなく、憲法で定められた国民の権利である健康で文化的な最低限の生活の水準を規定をするものです。

これについては大阪地裁でもさきに判決がありまして、引下げの根拠とされたデフレ調整、削減額580億円について、特異な物価上昇が起こった2008年を基点としたことと、被保護世帯の消費の実態にかけ離れた物価下落率を算定したことについて引下げが違法であると判断をされていました。

今回の熊本地裁判決では、これに加えて、専門家から成る生活保護基準部会が検証したゆがみ調整、削減額90億円による数値を増額分も含めて2分の1とした点と、そもそもこのゆがみ調整とデフレ調整、併せて行った点についても違法であると判断をしました。そして、これらの諸点がいずれも生活保護基準部会の専門的知見に基づく分析や検証を十分に行わずに実施をされたということに対して、厚生労働大臣の判断過程及び手続に過誤欠落があると判断をしています。

裁判所が厚生労働大臣の裁量逸脱濫用があると認定したことは、裁判所は行政裁量の拡大解釈・恣意的判断を許さないという態度表明だと考えられ、大阪地裁判決よりもさらに踏み込んだ内容として、極めて重要な意味を持つとされております。

この判決によって、安倍政権の下で、これ2013年、第二次安倍政権始まってるときですけども、安倍政権の下で統計偽装や専門家の排除を行って生活保護基準切下げを強行したことが明らかになったわけであります。

国は、早急に現在の生活保護基準を見直し、違法に保護費を下げられ、憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生活から長年遠ざけられてきた利用者に対して真摯に謝罪をし、2013年引下げ前の生活保護基準に戻すべきだと考えます。

その点で、先ほど市長会も通じてこの水準の引上げっていうことを要求していくってようなお話であり

ましたので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう少し、最後に要望をちょっと幾つか言っておきたいと思うんですけども、先ほどもちょっとお話出てきましたけど、ひきこもりの御家族の方、最近家族会つくられたっていうことで、私もその方々から少しお話聞いたんですけども、生活保護の利用をこの機にしたいがハードルが高いという御意見をいただきました。親亡き後を見通して利用したいが、世帯単位の保護が原則となるので利用ができない、また利用できた方でも就労指導を強調されるが、本人の事情と合わず悩ましいといったものもありました。個別事情はいろいろあるんですが、誰もが本人の事情に応じて自立の足がかりとなるような対応をお願ひしたいということをこの生活保護の関係ではお願ひしたいと思っております。

それからあと、困難事例も大分多くなってきているように見受けられます。ケースワーカーがバーンアウトしないように、担当のケースに見合った適正な人員配置もお願ひしたいというふうに思います。

エアコンについても積極的な市長答弁承ったというふうに思っておりますので、今まだちょっと涼しいですけども、梅雨が明けますと一気に熱中症も増えてくるものではないかなと思いますので、ぜひ改善のほうを併せて市長会等々で御要望を伝えていただければというふうに思います。

この生活保護の関係では終わりにさせていただきます。

次に、最後にがん検診についてお伺いします。

まず、市民の死因のおよそ3割ががんを占めてるというふうに聞いておりますけども、市民の健康を守るためにもっとこのがん検診の受診率を引き上げる必要があるのではないかとこのように思います。

東京都が公表する令和元年度の都内62市区町村のがん検診受診率という資料があります。これを見ますと、例えば東大和市の肺がん検診の受診率が2.7%とあるのに対して、区市部で最も受診率が高い葛飾区では42.1%、15.6倍と著しい差があります。

このような差がどこから来るものなのかということについて、市のお考えを教えてくださいというふうに思います。

○健康推進課長（志村明子君） がん検診は、国が策定したがん検診の指針により、検診の対象者や検査項目などが定められております。

市はこれまでの間、国の指針に基づきながら利便性の向上や定員の拡大などの対策を実施し、受診率の向上に取り組んでまいりました。

受診率は、がん検診を担う検診機関の状況や健康増進への意識など、がん検診の実施に係る地域の事情により異なるものと考えられますが、受診率の比較などの分析は行っておりません。

以上です。

○5番（森田真一君） この資料を見ますと、例えば区部が全般に率が高くて、多摩に行くとも低いだとか、地域的な傾向というのは何かよく、あまり分からないんですよね。それとあと、有料か、無料かみたいなことも結構ばらつきがあってなかなか分かりにくいということがありました。

それで、一つこれとは思ったのが、上位に入ってる自治体では、ほぼ通年にわたって申込みが可能であるのに対して、下位の自治体では1か月に満たない申込期間しかないっていうことが傾向として見られます。

例えば東大和市は、今回この肺がん検診の申込みなんですけども、御案内いただきましたのが4月15日からということで、その前に案内は頂いているわけですが、締切りは5月の8日までというふうになっておりまして、1か月なかったと。これは前期、後期あるんで、実際は2か月弱ぐらいあるわけなんですけども、1年間では

あるわけですが、思い立ったときに申込みができるか否かということが大きく影響しているのではないかとこのように考えられるのですが、これについては改善はできるのでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 市のがん検診は、委託先の検診期間などと調整し、年間のスケジュールを設定しております。限られた場所、医療資源においてがん検診を適切に実施するために具体的な申込受付期間や実施期間などを設定しております。

申込みの受付期間につきましては、従前は8日程度であった期間を現在は25日間までに期間の拡充を図っております。これ以上の、例えば申込受付期間の拡大につきましては、申込者の集計、検診日の割り振り、検診票の送付など、業務の日程上難しいものと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 分かりました。

市で行う他の検診スケジュールですとか、受付医療機関のキャパシティの制約があるということなわけですが、例えば二次医療機関だとか、もう少し広域の単位でカバーするというようなことでこれを解消するということはできないのでしょうか。例えば私たちのところでは昭和病院の構成市となっているわけですが、こういったところの活用なんかもして機会を広げられないのかということについて伺います。

○健康推進課長（志村明子君） 近隣市とのがん検診の相互の乗り入れは、市民の方の利便性の向上につながることを認識しております。しかし、その実現には多岐にわたる課題があると考えております。

当市の近隣には、検診のみを実施する専門的な検診医療機関がなく、また一般の医療機関は通常診療を優先することになります。そして、医療機関ごとに備えている医療設備や検体の検査を委託する事業者も異なります。このように、地域の医療提供体制が市によって異なっております。

また、検診に受診料を設け、自己負担額を設定している市もあり、さらに検診受診票は各市ごとに作成することとなっているため、統一様式とはなっておりません。

これらのことから、医療機関及び市民の方の混乱を招くおそれもあります。

また、市のがん検診の受診率は、微増ではありますが、経年的には増加をしております。

今後も検診受診者の利便性の向上を目的に、これまで行ってきた取組を継続してまいります。

また、そのことと併せまして、がん検診を受診することの周知啓発の工夫を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） この受診率の高低差、非常に大きいというのは、一種の医療過疎といってもいいような状況なのではないかというふうに思います。もうこれを解消するのはやっぱり自治体単独ではなかなか難しいということも今の御回答で分かりましたので、これは本当に都とか国の段階でこういったことをどう解消していくのかということについても働きかけをしていきたいというふうに思います。

この件については、他の議員の方々もこの間、何人の方が類似の質問、関連質問をされております。

私自身も、実はこの仕事をやる前まではこういった検診の業務なんかの一部にもちょっと関わったことがあるものですから、その大変さというのは理解ができるところであります。少しでも、そうはいつでもこの東京都が目標としております検診率50%というのがあるそうですけれども、なかなか一足飛びにそこまではいかないと思うんですけども、都平均並みぐらいの水準を目指せるようなことはできないだろうかということについても一緒に考えていきたいというふうに考えております。

それでは、私の一般質問はこれもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日8日から10日及び13日から15日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 1時50分 散会